

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	行政視察報告	3
4	議 題	4
(1)	提出議案について	4
①	議案第 15 号 教育委員会委員の任命同意について.....	4
②	議案第 16 号 教育委員会委員の選任同意について.....	4
③	議案第 17 号 監査委員の選任同意について.....	4
④	議案第 18 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて 4	
(2)	協議事項について	7
①	会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて.....	7
(3)	報告事項について	8
①	報告第 1 号 令和 5 年度矢板市一般会計継続費精算報告書の報告について・	8
②	報告第 2 号 令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について・	9
③	次期総合戦略策定の基本方針について.....	11
5	その他	13
6	閉会	14

日 時	令和 6 年 9 月 6 日(金)	午前 10 時 00 分～午前 10 時 38 分
場 所	議場	

○ 出席者

【 議員 14人 】

- ① 渡 邊 英 子
- ② 榊 真 衣 子
- ④ 齋 藤 典 子
- ⑤ 神 谷 靖
- ⑥ 石 塚 政 行
- ⑦ 掛 下 法 示
- ⑧ 宮 本 莊 山
- ⑨ 櫻 井 惠 二
- ⑩ 高 瀬 由 子
- ⑪ 関 由紀夫
- ⑫ 小 林 勇 治
- ⑬ 伊 藤 幹 夫
- ⑭ 佐 貫 薫
- ⑮ 石 井 侑 男

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市長
- ② 総合政策部長兼総合政策課長
- ③ 秘書広報課長
- ④ 総務部長兼総務課長
- ⑤ 健康福祉部長兼社会福祉課長
- ⑥ 市民生活部長兼生活環境課長
- ⑦ 経済部長兼農林課長兼農業委員会事務局長
- ⑧ 建設部長兼建設課長
- ⑨ 教育部長兼教育総務課長
- ⑩ 教育監
- ⑪ 生涯学習課長
- ⑫ 上下水道事務所長兼水道課長

- 森 島 武 芳
- 和 田 理 男
- 宮 本 典 子
- 高 橋 弘 一
- 沼 野 晋 一
- 山 口 武
- 村 上 治 良
- 柳 田 豊
- 佐 藤 裕 司
- 小 原 智 江
- 佐 藤 賢 一
- 柳 田 恭 子

【 議会事務局 】

- ① 事務局長
- ② 副主幹
- ③ 副主幹

- 星 哲 也
- 粕 谷 嘉 彦
- 佐 藤 晶 昭

1 開 会

○議長（佐貫 薫） ただいまから、全員協議会を開会いたします。

(10 : 00)

2 あいさつ

○市長（森島武芳） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回第 398 回定例会議に市当局から提出をいたします案件は、報告事項 2 件、補正予算 5 件、予算の認定 7 件、条例の一部改正 2 件、人事案件 4 件及びその他 4 件の計 24 件でございます。

人事案件のうち、議案第 15 号 教育委員会委員教育長の任命同意につきましては、伊藤由悟氏を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。議案第 16 号 教育委員会委員の任命同意につきましては、本市教育委員会委員であります齋藤良則氏が令和 6 年 9 月 30 日をもって任期が満了となりますが、後任の委員に同氏を再任することについて、議会の同意を求めるものでございます。議案第 17 号 監査委員の選任同意につきましては、本市監査委員であります坪山和郎氏が令和 6 年 9 月 30 日をもって任期が満了となりますが、後任の委員に同氏を再任することについて、議会の同意を求めるものでございます。議案第 18 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、本市人権擁護委員であります善林景子氏が令和 6 年 12 月 31 日をもって任期が満了となりますが、後任の委員に同氏を再任することについて議会の意見を求めるものでございます。

これら人事案件につきましては、慣例により、即決をもって議決をくださいますようお願いを申し上げます。

また、財産取得の件を含めました各報告事項につきましては、所管の部課長及び私からも御説明をいたしますので、よろしく御協議くださいますようお願いを申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

3 行政視察報告

○議長 それでは3 行政視察報告を行います。議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（石井侑男） 過日実施いたしました議会運営委員会行政視察研修について御報告申し上げます。

令和6年8月8日から9日までの2日間、議会運営委員会委員6名、正副議長、事務局2名の計10名で視察研修を行いました。視察項目、参加者及び視察先概要については、報告書に記載のとおりです。

初めに、横須賀市議会の議会改革の取組の一端を述べさせていただきます。横須賀市議会では、政策形成サイクルの確立を推進していく中で、議員任期4年間の実行計画を策定しています。この「未来への羅針盤」と称した実行計画は、4年間で2年間ごとに前期と後期に分け、横須賀市を取り巻く社会情勢や行政課題等の変化を踏まえながら、「政策立案」を基本に「条例制定」「政策提案」のいずれかを行うこととしている計画であります。実施期間においては、3か月ごとに計画の進捗状況を管理し公表しています。

また、関東学院大学と包括的パートナーシップ協定を締結しており、「大学生のインターンシップの受入れ」「大学の講義を議員が行う・聴くことができる」「大学図書館が利用できる」など、議会と大学との相補的な関係や議会として助言が得られるような体制づくりが確立されていました。

次に、所沢市議会の議会改革の取組の一端を述べさせていただきます。

所沢市議会では、議会政策研究審議会を設置し、議会と大学等研究機関との連携を通じて、議員研修の充実強化を図り、議会機能の活性化に取り組んでいます。また、早稲田大学との連携協定を締結しており、横須賀市議会同様に、専門的識見等を活用しております。

矢板市議会においても、市民や高校生との意見交換会は実施しています。しかし、その意見は、提言、要望書としてまとめることにとどまり、議会として政策につなげる取組ができていないところがあります。今回の視察先である横須賀市議会、所沢市議会の取組は参考とすべき点が多く、今後の矢板市議会においても、議員の研修会・勉強会等を実施し、一層の議会改革、議会の活性化に取り組む必要性を強く認識した視察研修でした。

以上、議会運営委員会行政視察研修報告といたします。

○議長 以上で、行政視察報告を終わります。詳細につきましては、事務局に報告書を保管しておきますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

4 議 題

(1) 提出議案について

- ① 議案第 15 号 教育委員会委員の任命同意について
 - ② 議案第 16 号 教育委員会委員の選任同意について
 - ③ 議案第 17 号 監査委員の選任同意について
 - ④ 議案第 18 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-

○議長 4 議題に進みます。(1)提出議案について、①から④について一括説明を求めます。

○総務課長（高橋弘一） おはようございます。議案第 15 号から第 18 号の説明をさせていただきます。

それでは議案書の 18 ページをお願いいたします。議案第 15 号 教育委員会教育長の任命同意について、本市教育委員会教育長として、下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。

以下の朗読は省略させていただきます。伊藤由悟氏の履歴書を御覧ください。教育長の任期は 3 年でございますが、前任者の残任期間となりますので、令和 7 年 9 月 30 日までとなります。なお、就任につきましては、来月 15 日でございます。住所、生年月日、学歴につきましては記載のとおりです。職歴でございますが、昭和 62 年から教員として奉職されております。平成 14 年からはこちらに記載のとおり、当時の塩谷教育事務所、また、現在の塩谷南那須教育事務所で指導主事や管理主事を長年務められてきた方でございます。また、平成 23 年から 2 年間、塩谷町の教育委員会で指導主事を務めております。平成 29 年からは川崎小学校の校長、翌年には矢板小学校の校長を務めまして、平成 31 年から 3 年間、塩谷南那須教育事務所のトップである所長を務められた方でございます。令和 3 年に矢板小学校の校長、令和 5 年からは矢板中学校の校長を務めている方でございます。伊藤氏の説明は以上となります。

それでは議案書のほうに戻っていただきまして、19 ページをお願いいたします。議案第 16 号 教育委員会委員の任命について、本市教育委員会委員として、下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めます。

それでは齋藤良則氏の履歴書をお願いいたします。教育委員会委員の任期は 4 年でございます。住所、生年月日、学歴は記載のとおりです。職歴でございますが、昭和 57 年 4 月から平成 30 年 3 月に退職されるまで教員として奉職され

ました。その間、栃木県立大田原高等学校の教頭や黒磯高等学校の教頭、そして校長を歴任されました。平成 31 年 2 月に矢板市教育委員会委員に就任され、現在 2 期目でございます。齋藤氏の説明は以上となります。

それでは議案書の 20 ページをお願いいたします。議案第 17 号 監査委員の選任同意について、本市監査委員として、下記の者を選任することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

それでは坪山和郎氏の履歴書をお願いいたします。監査委員の任期は 4 年でございます。住所、生年月日、学歴は記載のとおりです。職歴でございますが、昭和 52 年に栃木県の職員となられまして、平成 16 年には会計局の公金管理担当、そして平成 17 年 7 月からは那須塩原市の助役を歴任されました。平成 22 年 3 月に栃木県を退職されまして、その後栃木県の外郭団体の役員を歴任されております。平成 28 年 10 月に矢板市監査委員に就任されまして、現在 2 期目でございます。坪山氏の説明は以上となります。

それでは議案書の 21 ページをお願いいたします。議案第 18 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、本市人権擁護委員として、下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

それでは、善林景子氏の履歴書をお願いいたします。人権擁護委員の任期は 3 年でございます。住所、生年月日、学歴は記載のとおりです。職歴でございますが、昭和 50 年に栃木県の職員となられまして、平成 26 年には教育委員会の健康福利課長、そして平成 27 年にはとちぎ男女共同参画センターの参事兼所長となりまして、人権擁護委員として最も適当と認められる方でございます。平成 29 年 3 月に栃木県を退職されまして、公益社団法人栃木県観光物産協会の

専務理事を令和3年3月まで務められました。また、本年4月からは栃木県行政不服審査会の委員を務められ、さらに、大田原人権擁護委員協議会の常務委員も務められております。令和4年1月に矢板市人権擁護委員に就任されまして、現在1期目でございます。

議案第15号から18号の説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(2) 協議事項について

① 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて

○議長 次に、(2)協議事項①について説明を求めます。

○議会運営委員長(石井侑男) 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて、御協議申し上げます。第398回定例会議の議会運営については、去る8月30日午前10時から第2委員会室において議会運営委員会を開催し、協議いたしました。提出議案の件数、一般質問通告者数及びそれらの取扱い等について慎重に協議した結果、この定例会議の会議期間は、本日から9月26日までの21日間と決定いたしました。議事日程につきましては、お手元の日程表のとおりであります。

また、議案の取扱いにつきましては、議案第1号から議案第14号まで、議案第19号から議案第22号までについては、所管常任委員会に付託する予定であります。

次に、議案第15号から議案第18号までの人事案件4件につきましては、提案理由説明の後、質疑・討論を省略し、即決でお願いしたいと思います。

何とぞ、議員各位の御協賛をたまわりますよう、よろしくお願ひ申し上げまして、報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。議会運営委員長説明のとおり御協力をお願いいたします。

(3) 報告事項について

① 報告第1号 令和5年度矢板市一般会計継続費精算報告書の報告について

○議長 次に、(3)報告事項、①について説明を求めます。

○総務課長 それでは令和5年度矢板市一般会計継続費精算報告書について御説明いたします。

こちらにつきましては、令和4年度から継続事業として実施してまいりました文化スポーツ複合施設整備事業につきまして、事業が終了いたしましたので、法の定めるところにより報告するものでございます。

それでは、報告事項の2ページをお願いします。この事業につきましては、国の地方創生拠点整備交付金の採択を受けた事業でございまして、事業期間は令和4年度から令和5年度までの2年間、継続費の総額は16億1,471万2,000円でございます。令和4年度につきましては、建設資材の調達に不測の日数を要したことから、令和4年度の予算計上額6億4,583万2,000円のうち、4億2,333万2,000円を令和5年度に逡次繰越しております。実績といたしまして、令和4年度は2億2,250万円、令和5年度は13億567万5,000円、合計15億2,817万5,000円の支出となっております。

報告第1号の説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

② 報告第2号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長 次に、②について説明を求めます。

○総務課長 それでは続きまして、令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率について御報告いたします。

報告事項の5ページをお願いします。まず、1の健全化判断比率でございます。項目に四つの指標がございますが、初めに実質赤字比率でございます。この指標は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。矢板市では、一般会計とハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計、こちらを合算したものが一般会計等になります。その一般会計等の実質収支額は黒字でございますので、実質赤字比率は該当なしであるバーとなっております。

次に2番目の連結実質赤字比率でございます。この指標は、矢板市の全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。矢板市の全ての会計は黒字でございますので、この連結実質赤字比率も該当なしであるバーとなっております。

次に3番目の実質公債費比率でございます。この指標は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金や公営企業会計の地方債の元利償還金に充当する繰出金、さらには、地方や広域行政組合の地方債の元利償還金に充当する負担金などの標準財政規模に対する比率でございます。単年度、1年度ごとに算定いたしまして、直近3か年の平均を用いるものでございます。令和5年度の数値

は8.4%になりまして、昨年度の8.6%と比較して0.2ポイントを減少いたしました。これは直近の3か年を平均するものでございますので、令和2年度の額と比較いたしますと、計算する上で分子となる地方債の元利償還金、こちらは増加いたしましたけれども、公営企業会計の地方債償還に充当する繰出金が減少したこと、また、分母となる標準財政規模が増加したことによりまして比率が改善いたしました。

次に4番目の将来負担比率でございます。この指標は将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。一般会計等の地方債の残高や公営企業会計の地方債償還に充てる繰出金、さらには退職手当支給予定額など矢板市が将来負担する負債全体から貯金である基金や地方債の元利償還金に充当する特定財源、さらには普通交付税の基準財政需要額に算入される公債費などを差し引いて算定されます。令和5年度の数值は、該当なしであるバーとなりました。これは、地方債残高は増加いたしましたけれども、直近である基金残高が増加したことや普通交付税の基準財政需要額に算入される公債費が増加したこと、さらには標準財政規模が増加したことなどによりまして、本市では初めて比率がマイナスとなりました。

続きまして2の資金不足比率でございます。この指標は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率でございます。記載の二つの会計におきましては、資金不足額はございませんので、資金不足比率は該当なしであるバーとなっております。

以上、各指標につきまして御説明させていただきました。各指標につきましては、この表にも記載してございますように、黄色信号と言われております早期健全化基準、さらには記載されてはおりませんが、赤信号と言われている財政再生基準が設けられております。指標がその基準を超えた場合には、財政健

全化計画または財政再生計画を策定しまして、財政の健全化を図らなければならぬこととなっております。令和5年度の比率につきましては、全ての指標が黄色信号と言われております早期健全化基準、こちらを大きく下回っております。

今後これらの指標を見据えました財政運営を行いまして、財政の健全化をより一層図ってまいります。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

③ 次期総合戦略策定の基本方針について

○議長 次に、③について説明を求めます。

○総合政策課長(和田理男) 次期総合戦略策定に着手するに当たりまして、基本方針を定めましたので御報告いたします。

資料をお開き願います。初めに、1 策定趣旨についてであります。消滅可能性自治体からの脱却に向け、本市の抱える課題を解決し、将来にわたり持続可能なまちとしてあり続けるため、その実現に特化した取組を掲げた「重点戦略型」の計画として策定いたします。さらに、市民の皆様に分かりやすい計画として、地域総合戦略は、総合計画の役割を担うものとして一体化し、本市の最上位計画といたします。

次に、構成及び概要です。構成につきましては、第一章から三章までの3部構成とし、「構想編」は現状分析に基づき、目指すまちの将来像と課題を整理します。第二章「戦略編」として、短期と長期の二分化し、課題に対して的確

に対応するため、複眼的に重点事業を設定します。短期的事業は今後5か年間に集中的に取り組むもので、長期的事業は将来を見据え10年間着実に取り組む事業を定めます。「検証編」としまして、PDCAサイクルに基づき、成果向上を図ってまいります。

続きまして、次のページを御覧願います。中段の4、期間でございます。期間につきましては、令和8年度を初年度とし、構想編は10年、戦略編のうち短期的事業は5か年間、長期的事業として10年間といたします。なお、構想編を含め、5年目に見直し作業を行います。

次に、5の推進体制です。次のページの体制図も併せて御覧願えればと思います。まず、庁内の推進体制ですが、今回新たな取組としまして、戦略カテゴリーごとに複数の検討グループを設置します。この検討グループにおいて戦略の企画立案などを行ってまいります。この検討グループは、若手職員のプロジェクトチームを中心として、幹部職員である部長課長がサポートチームとしてグループに加わり、若く自由な発想によるプロジェクトを伴走しながら練り上げていくものでございます。

次に、庁外の体制としまして、各種団体代表者と有識者による策定懇談会、若手の市民代表や公募委員による検討委員会の設置、さらには市民満足度調査などにおいて、より多くの意見を募ってまいりたいと考えております。

市議会の皆様方におきましても、アンケート調査や人口ビジョン推計など、節目節目において、その都度御意見をいただきながら、来年度2か年間で策定してまいりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

5 その他

○議長 議員各位及び市当局から何かありませんか。

○危機管理監（山口武） 令和6年8月25日の大雨及び台風10号による被害状況について報告をさせていただきます。口頭での報告となりますので御了承ください。

まずは、災害対応経過から報告をいたします。8月25日午後10時29分、大雨警報が発令されまして、生活環境課、農林課、建設課の職員及び消防団が警戒に当たっております。午後11時14分に土砂災害警戒情報が発令され、午後11時20分に矢板市災害警戒本部、こちらを設置し、その後矢板市を覆う線状降水帯が発生したため、泉きずな館、矢板小学校及び片岡中学校の体育館に避難所を開設いたしました。翌26日午前3時25分に土砂災害警戒情報が解除され、雨も小康状態となりましたので、避難者もなく、午前4時に避難所を閉鎖しております。26日午前8時28分に大雨警報が解除され、8時30分をもって災害警戒本部を解散いたしました。

さらに、8月29日から30日にかけて、台風10号の影響による大雨が報告されましたので、土砂災害の発生を警戒し、29日の午後6時から翌30日の正午まで、泉きずな館、矢板小学校及び片岡中学校の体育館に避難所を開設いたしました。

一連の大雨による被害状況につきまして報告をいたします。民有地における被害につきましては、住宅の床上浸水1棟、床下浸水4棟、宅地内浸水5か所、がけ崩れ3か所となります。道路及び河川の被害につきましては、法面崩壊19か所、路肩崩壊16か所、土砂堆積7か所、舗装損壊及び路面崩壊3か所の

計 45 か所。通行止めにつきましては、冠水による通行止めが 7 か所、倒木による通行止めが 3 か所、法面崩壊による通行止めが 1 か所ございましたが、27 日にはすべて解除となっております。県管理の道路及び河川の被害につきましては、護岸等崩壊 16 か所となっております。農林業の被害につきましては、農道 18 か所、水路 16 か所、畦畔 47 か所、堰 2 か所、林道 2 か所、地すべり 3 か所、その他 14 か所の計 102 か所の被害となっております。その他、公共施設被害としましては、城の湯温泉キャンプ場の西側法面が崩落し、キャンプ場は当面休場となります。また、泉きずな館は、グラウンドの砂が南側市道に流出しましたので、対応策について図ってまいります。

以上が、25 日から 26 日にかけての大雨による被害報告となります。災害復旧に係る予算につきましては、取りまとめ次第、速やかに補正予算を編成し、議案として提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、9 月 1 日実施を予定しておりました、令和 6 年度栃木県・矢板市総合防災訓練につきましても、台風 10 号の影響を考慮し、中止となったことを併せて報告をさせていただきます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

6 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。 (10:38)

令和 年 月 日

議長